

# 貸与制の実施と司法修習生について

2011. 8. 26

委員 丸島俊介

貸与制に移行した場合の司法修習生の位置付けや関連する諸制度の取扱い等に関して、最高裁判所等の関係機関に対し、以下のとおりお尋ねしますので、御教示下さい。

## 1 修習中の災害について

- (1) 修習中の災害については、国家公務員災害補償法の適用（あるいは類推適用）があるということですが、そのように取り扱うことができる実質的な理由を御教示下さい。
- (2) 条文上は、司法修習生を、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第2条に規定する一般職に属する職員」（国家公務員災害補償法第1条）に準ずる者として扱うという理解でよいでしょうか。
- (3) 国家公務員災害補償法に定められている全ての災害について、同法所定の全ての補償が受けられるという理解でよいでしょうか。

## 2 国家賠償法第1条の適用について

- (1) 司法修習生が、修習中に他人に損害を加えたときは、国家賠償法により、国がこれを賠償する場合があるということですが、そのように取り扱うことができる実質的な理由を御教示下さい。
- (2) 条文上は、司法修習生を、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」（国家賠償法第1条）に準ずる者として扱うという理解でよいでしょうか。

## 3 旅費の支給について

- (1) 司法修習生についても、「国家公務員等の旅費に関する法律」により、旅費の支給を受けることができるということですが、そのように取り扱うことができる実質的な理由を御教示下さい。
- (2) 条文上は、司法修習生は、「国家公務員」（国家公務員等の旅費に関する法律第1条第2項）に準ずる者として扱うという理解でよいでしょうか。

## 4 通勤手当について

- (1) 司法修習生に対し、従前は通勤手当として支給されてきた交通費実費相当分が、貸与制の下では支給されなくなるということですが、従来の取り扱いを変更する実質的な理由を御教示下さい。
- (2) 分野別実務修習において、裁判修習、検察修習は本庁所在地で行い、弁護士修習は弁護士会の支部に所在する法律事務所で行うという形で支部修習が実施されている地域があります。

本庁所在地にある司法修習生の住居から支部に属する弁護士の法律事務所までの交

通費が相当の金額にのぼる地域もありますが、この交通費もすべて司法修習生の自己負担とするのでしょうか。そうだとすると、当該司法修習生に過度な経済的負担を課すことになるものと懸念されていますが、この点に関する何らかの対応は行われないのでしょうか。

5 国家公務員共済組合への加入について

- (1) 司法修習生に対し、従前は裁判所共済組合への加入が認められてきたのが、貸与制の下では認められなくなるということですが、従来の取り扱いを変更する実質的な理由を御教示下さい。
- (2) 給費制の下で裁判所共済組合への加入が認められていたのは、「常時勤務に服することを要する国家公務員」（国家公務員共済組合法第2条第1項）に準ずる者として扱われてきたという理解でよいのでしょうか。

以 上